



8月8日 18時00公表

令和5年8月8日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第7報】

1. 災害の概要

令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、以下の8県は災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	青森県	0	1	0	1
2	秋田県	7	6	2	15
3	富山県	4	0	0	4
<u>4</u>	<u>石川県</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
5	島根県	1	0	0	1
6	福岡県	6	3	1	10
7	佐賀県	3	0	0	3
8	大分県	2	0	0	2
<u>8県合計</u>		23	<u>11</u>	3	<u>37</u>

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【石川県】 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたち)	7 月 12 日				6	90	39	109		災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

※ 住家が滅失した世帯数は、全壊した世帯が 1 世帯で 1 世帯、半壊した世帯が 2 世帯で 1 世帯、床上浸水した世帯が 3 世帯で 1 世帯とする

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【青森県】 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち) 【秋田県】 秋田市 (あきたし) 能代市 (のしろし) 男鹿市 (おがし) 潟上市 (かたがみし) 大仙市 (だいせんし) 北秋田市 (きたあきたし) 仙北市 (せんぼくし) 北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこあにむら) 山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち) 山本郡三種町 (やまもとぐんみたねちょう) 山本郡八峰町 (やまもとぐんはっほうちょう) 南秋田郡五城目町 (みなみあきたぐんごじょうめまち) 南秋田郡八郎潟町 (みなみあきたぐんはちろうがたち) 南秋田郡井川町 (みなみあきたぐんいかわまち) 南秋田郡大潟村 (みなみあきたぐんおおがたむら)	7 月 14 日	令和 5 年 7 月 7 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【富山県】 富山市 (とやまし) 高岡市 (たかおかし) 小矢部市 (おやべし) 南砺市 (なんとし)	7 月 12 日	令和 5 年 7 月 7 日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。	災害救助法施 行令第 1 条第 1 項第 4 号適 用
【島根県】 出雲市 (いずもし) 【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 伊万里市 (いまりし) 【大分県】 中津市 (なかつし) 日田市 (ひたし) 【福岡県】 久留米市 (くるめし) 八女市 (やめし) 筑後市 (ちくごし) うきは市 (うきはし) 朝倉市 (あさくらし) 那珂川市 (なかがわし) 朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち)	7 月 8 日	令和 5 年 7 月 7 日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。	災害救助法施 行令第 1 条第 1 項第 4 号適 用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)			

2. これまでにとられた措置

- 避難所の設置 等

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第1項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

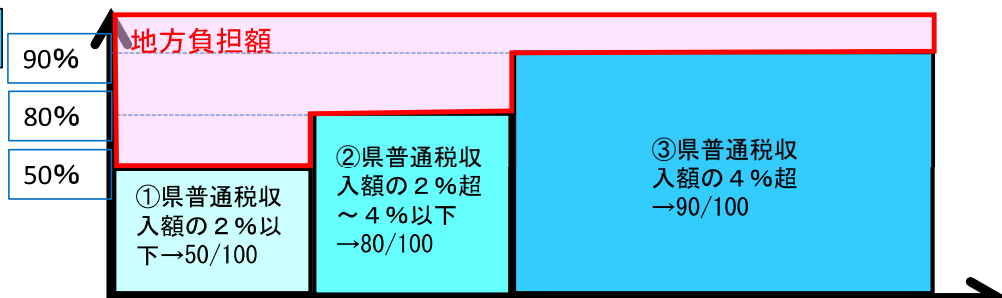
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の搜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円